

鳥取県告示第 532 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
琴浦町	単県農業農村整備事業田越地区区画整理	平成 20 年 6 月 12 日